

食品安全委員会（第791回会合）議事概要

日 時：令和2年9月29日（火） 14：00～15：18

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか6名出席

動画配信：報道1名、行政機関4名、一般7名

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・「普通肥料の公定規格（昭和61年農林水産省告示第284号）の改正について」

→農林水産省から説明

本件については、照会文書の1及び2については、法令上の規定の整理を行うものであり、規格値そのものの変更を伴うものではなく、また、照会文書の3については、人の健康に影響を及ぼさない試験法の明確化のための措置であり、規格値そのものの変更を伴うものではない。このことから、本改正は人の健康に影響を及ぼすものではないと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する。

との審議結果となり、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・「普通肥料の公定規格（昭和61年農林水産省告示第284号）の改正について」

→農林水産省から説明

本件については、

①諮問文書の1、4及び5（1）については、普通肥料の公定規格における肥料の分類を整理するものであり、本改正後も、農作物を汚染する可能性がある重金属の含有量その他重金属に関する規制に変更はなく、現行規定と同等の安全性が確保されると考えられる。

②諮問文書の2、5（2）、6から8まで及び10から13までについては、本改正が、植物の成長に必要な主要な成分に関する改正であり、重金属規制に変更を加えるものではなく、現行規定と同等の安全性が確保されると考えられる。

③諮問文書の3については、肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴い、従来、原料に関する規格が設けられていなかった普通肥料について、新たに原料に関する規格を設定するものであり、現行より

も規制は強化されると考えられる。

④諮問文書の9については、従来規格が設けられていなかった肥料で流通が認められていたものについて、同様の処理工程により生産される既存の肥料の種類と同一の重金属規制を有する規格を新たに設定するものであり、現行よりも規制は強化されると考えられる。

以上のことから、本改正によって人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当する。

との審議結果となり、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（３） 添加物専門調査会における審議結果について

・「キチングルカン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

（４） 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「ZGL株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

（５） 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「スピネトラム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「スピネトラムの許容一日摂取量（ADI）を0.024 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・ 農薬「バリダマイシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、
「バリダマイシンの許容一日摂取量（ADI）を0.36 mg/kg体重/日（バリダマイシンA換算）、急性参照用量（ARfD）を3.2 mg/kg体重（バリダマイシンA換算）と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・ 飼料添加物「ジブチルヒドロキシトルエン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、
「ジブチルヒドロキシトルエンの許容一日摂取量（ADI）を0.25 mg/kg体重/日とする。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。